21）本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

22）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により見積価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

23）本工事は、新技術を活用し、現場における効率性向上を２割以上達成した場合は、達成率に応じた効率性向上実績証明書の交付を行う試行工事である。

24）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

25）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。

26）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

27）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

28）本工事は、申請期間中に特定の配置予定技術者が拘束されることを緩和するため、入札書の提出期限までに配置予定技術者の資格等に関する資料の提出を求め、配置予定技術者に対する要件が満足しているか審査を行う試行工事である。

なお、要件を満たしていない場合は、当該者の行った入札は無効とする。

29）本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

30）本工事は、現場施工時の配慮に関する技術提案テーマに加えて、施工の効率化等による猛暑対策に関する技術提案テーマを設定し、猛暑対策の取組を評価する試行対象工事である。

２　競争参加資格

次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者又は⑴から⑾までの要件を全て満たす者により構成される特定建設工事共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年10月５日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「令和８―10年度　津島道路芳原川４号橋上部工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成23年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下「同種工事」という。）の施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成23年度以降に元請けとして同種工事における施工実績を有していること。

・下記の㋐から㋒の要件のいずれも満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が55m以上であること。

ただし、上記㋐から㋒は同一工事であること。

また、製作と架設は同一工事に限らないが、別工事の場合は製作・架設それぞれにおいて上記㋐から㋒を満たすこと。

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者の示す余裕期間の最終日の翌日までの間で設定することができる工事（任意着手方式）であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

元請け自らが工場製作を実施する場合においては、工場製作のみで現場が稼働していない期間（以下「専任を要しない期間」という。）に配置する配置予定技術者については、１）から５）の基準を満たす必要は無く、専任を要しない期間と専任期間の配置予定技術者は、同一の者でなくても構わない。なお、技術資料の提出については、専任期間に配置する配置予定技術者のみとする。なお、専任期間としては、現地での作業期間とし、下記を予定している。

令和10年２月上旬から令和11年３月30日

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成23年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記⑷に掲げる工事）における架設の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、参加希望者が特定建設工事共同企業体である場合にあっては、代表構成員の配置予定技術者が、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成23年度以降に元請けとして上記工事の経験を有していること。

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。